

(続紙 1)

京都大学	博士 (法学)	氏名	中筋智規
論文題目	資本の充実・維持の再検討		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、わが国において株式会社の基本原則といわれてきた資本充実と維持の原則について、現行法におけるその位置づけが曖昧であることを問題意識とし、その歴史的発展過程を詳細に検証しつつ、この原則の存在意義と将来のあり方について検討するものである。その目的のため、アメリカ法とドイツ法を中心とするヨーロッパ法を比較法の対象とし、日本法における法の継受と発展過程を探りつつ、資本制度の現状と課題を明らかにする。</p> <p>第1章はアメリカ法の検討である。アメリカ法には、資本充実の原則に相当する原則は存在せず、検討の中心は資本維持の原則となった。当初は資本維持の原則が判例法上確立し、各州の制定法、および1950年に策定された模範事業会社法もこれに倣った。しかし、このような規律は、低額面ないし無額面株式の登場により、事実上大きく弱められることとなった。これに加え、資本制度は債権者の保護に寄与しておらず、硬直的であるとの批判が現れ、これらの事情が資本制度の変容をもたらした。その代表が、1980年代に改訂された模範事業会社法が採用した支払不能基準である。これは、貸借対照表上の資産が負債を超えているという「破産法上の支払不能基準」と、通常の業務過程において、会社が履行期の到来した債務の弁済を行うことができるか否かを問う「衡平法上の支払不能基準」から構成される。このような基準に基づく配当規制の実効性確保は取締役の責任規定を通じて行われる。さらに、アメリカ会社法には計算規定がなく、法律と会計がそれぞれ独立して発展してきたという事情が、計算書類を基礎としない配当規制の導入へとつながったとも考えられる。</p> <p>第2章はヨーロッパ法の検討である。ドイツ法においては、主に発起人の濫用的設立に対処するために、資本制度は現物出資規制を含む資本充実の原則を中心に発展し、資本維持の原則はそのコロラリーとして補充的なものと位置づけられてきた。資本充実の原則では、現実に目的物である資産が調達されること、資産の価値が資本の額に相当していること、資産が過大評価されていないこと、という三つの規律が含まれている。そして、アメリカの資本制度の廃止の影響、および、会計制度と結合した資本制度におけるIFRSの適合性への疑問から、EUにおいて資本制度を再検討する議論が活発になった。この議論を通じて、資本維持の原則の意義が再検討され、仮にヨーロッパにおいて支払不能基準を導入したとすればどのようなものにすべきか、という点について議論の蓄積がみられるようになった。</p> <p>第3章は日本法の検討である。日本の資本制度はドイツ法をもとに成立したが、発展途上でアメリカ法をも継受した影響から、資本確定の原則が廃止されるなど資本制度が</p>			

変容し、資本の額が貸方上の配当阻止数として純化されていった。しかし、資本を機能的に考察する諸学説からは、その合理性に疑問が投げかけられた。また、会計学と法学が交錯する領域の検討からは、元来会計上の概念であった「資本と利益の区別」といった諸概念が、資本制度の在り方にも大きな影響を与えてきたことが示唆された。

資本充実の原則については、現物出資と類似する効果を持つ既存の諸制度（組織再編や合同会社の規律）との比較を行いつつ、その目的をどこに求めるべきかの検討が行われた。従来、その目的を出資者保護と債権者保護のいずれに求めるべきかの対立があったが、本論文は、資金提供者のインフローの信頼の保証が決定的であると結論付けた。それを前提とし、労務出資の禁止や検査役調査などの厳重な現物出資規制の費用と便益について、当事者のインセンティブ構造等を踏まえた検討を行い、現行制度の費用と便益の差異は正当化されず、インフロー保証の観点からより合理的な制度の在り方（事後的な責任追及を中心とする規律）が考察された。

資本維持の原則については配当規制のあり方が検討された。現行法では資本金の額は配当制限の基準である一方、それ単体での完全な債権者保護までは予定されていないことが明らかにされた。そして、配当規制の方向性として、ルール型配当制限とスタンダード型配当制限の二つのモデルを軸に、配当規制による債権者保護の意味や配当が持つ機能等を検証し、債権者保護、取引コスト、および余剰資金の返還等のいずれの観点からも、スタンダード型配当制限の合理性は否定されないことを明らかにした。

日本においてスタンダード型配当制限である支払能力基準を導入するための解釈論および立法論について、既存の制度との乖離の度合いに応じて、その導入の段階を、①既存の法制度の解釈論のみによる対応、②資本金の額の減少の制度における支払能力基準の導入、③既存の制度への支払能力基準の付加、④支払能力基準を既存の制度に代替するものとして導入、の四つのレベルを区分して考察された。そして、コストと便益の均衡を意識しつつ、支払能力の判断基準、開示・監査、取締役の責任などを検討対象とし、規制の全体像の輪郭を明らかにした。

氏名	中筋智規
----	------

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、資本充実と維持の原則について、アメリカ法およびドイツ法を中心とするヨーロッパ法を比較法の対象とし、その歴史的発展過程を詳細に検証しつつ、資本制度の存在意義と将来のあり方について検討するもので、以下の点で先行研究を凌ぐ卓越した業績であると評価することができる。

第一に、わが国における先行研究は、アメリカ法やドイツ法といった個々の法域と日本法を比較検討するものや、現物出資規制や配当規制といった資本制度ないし資本に関する諸原則に係る個別問題を検討するものがほとんどであったのに対し、本論文は、アメリカ法、ドイツ法のほか、イギリス法、オランダ法そしてEU法にまで比較対象を広げ、さらに現物出資規制を中心とする資本充実に係る規律と配当規制を中心とする資本維持に係る規律について、相互に関連付けながら検討する壮大な研究である。非常に多くの資料を渉猟したうえでそれらを適切に整理分析し、資本制度の主要問題を広く深く検討できている点で、本論文は、質・量の両面で先行研究をはるかに凌駕する高度な研究成果であるといえる。

第二に、本論文は会社法学と会計学が交錯する領域を対象とするものであるところ、執筆者は、企業会計に関する深い知識をもとに、会計学の発展が各国の会社法における資本制度や会計制度にどのような影響を及ぼしたかを詳細に論じている。会計学あるいは企業会計に精通した会社法の研究者は非常に少なく、そのことがわが国における資本制度の研究がそれほど進まない原因になっているが、本論文により、わが国における資本制度研究が新たな段階に入ることが期待される。

第三に、本論文は、資本維持についてスタンダードベースによる規律が望ましいと主張するが、拙速に結論を導くのではなく、新しい規律導入の便益とコストを綿密に検討し、将来の方向性を提示するとともに、今後の検討課題を明示して論文を締め括っている。これにより、今後の資本制度に係る議論の土台を提供するという本論文の到達点を明らかにすることに成功している。

もっとも、本論文では、各国の歴史的経緯について二次資料をもとに論述する箇所が目立っており、またデラウェア州会社法における取締役の責任制度についての近時の展開に考察が必ずしも十分に及んでいないといった問題を指摘することができる。これらの問題は本論文が本来有する価値を損なうものではなく、執筆者が本論文をベースとして今後研究を深めていくことが期待される。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和5年1月26日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降